

横浜市環境事業小史〈上〉

—ごみ，し尿処理史—

上村信義

目次

I ごみ処理編

- 1 —はじめに
- 2 —開港以前
 - <1> 古代
 - <2> 奈良，平安，鎌倉時代
 - 京都のごみ—
 - <3> 江戸時代
 - 江戸のごみ—
 - 東海道宿場〈保土ヶ谷附近〉のごみ—
 - 外国のごみ—
- 3 —開港以後
 - <1> 開港直前
 - <2> 開港当時
 - 現代的清掃法の嚆矢—
 - 町々のごみ—
 - 外国人居留地のごみ—
 - <3> 明治末期，大正初期
 - <4> 市直営以後
 - <5> 大正末期から昭和初期
 - <6> 終戦時まで
 - 当時最新の滝頭焼却工場—
 - <7> 戦後から現在まで

II し尿処理編〈以下，次号調査季報に掲載予定〉

- 1 —はじめに
- 2 —開港以前
 - <1> 処理方法の種別
 - ア> 地面浸透処理
 - イ> 河川流水処理
 - 古事記に出てくる便所—
 - ウ> 溜め汲み処理
 - 江戸のし尿—
 - 京都附近のし尿争奪戦〈地域コミ ユニティの一形態〉—
 - 大阪附近のし尿—
 - 近年における東京のし尿—
 - <2> 文献にみられる排泄関連記録
 - 廁〈カワヤ〉の語源—
- 3 —開港後
- 4 —ヨコハマの公衆便所
- 5 —おわりに

I ごみ処理編

1 —はじめに

「ごみ」も社会の生産力と大に関係があります。今までより急に生産量が増えた時，新しい物が作られた時，それぞれの社会に，ごみを通して問題を投げかけています。これまで，何回も人々は，このごみ処理の解決について考えてきましたが，結局のところ，排出される廃棄物を流したり，埋めたり，焼いたりして，人目のとどかないようにすることのくり返しでした。そして，この自然へ還元される物質の循環の輪が乱れた今，人々は新しい観点からごみを見直そうとしています。そうですリサイクルリングといはれているものです。

ここに概略，環境事業の歴史を記し，温故知新の心をもって，環境事業に関心のある方の一助となれば幸であります。

2 —開港以前

<1>古代

人間が動物から進化したものであるなら、ごみの歴史もまた、そこまでさかのぼってもおかしくはない。しかし何らかの形で処理されるごみとなると人間の歴史そのものになってくるが、それとて、食べかすなどを、ただ漫然と捨てて自然界へ還元していただだけであり、人為的に何かまとまって処理するのは、例えば貝塚として、たかだか1万年前後かもしれません<注1>。そして、ごみの歴史もほかの歴史と同様、文献や遺跡を主にたよるしかありません。しかも、ごみはともすると嫌悪するものとして振り向かれなかったので、これらの記録もまた少ないし、問題となることもし尿に比べれば少なかった。

<注1>横浜市周辺の遺跡として一番古いものは、戸塚区本郷や横須賀市夏島町夏島の遺跡で、縄文土器のラジオカーボンデーターティンクによるとB.C.7300年±350である。

現在では、ごみは文化のバロメーターといわれ、人間の生活と極めて密着している。1970年代になって処理に困窮しているプラスチックが廃棄物として出てくるのは、ここ10数年であり、日本では、カンやビンが廃棄されるのは明治以後で、紙は貴重品であり、江戸時代も末期でなければ町中にごみとして見られなかった。ごみは大昔から質も多様化し、量も増えてきたのである。

古いごみ捨て場である貝塚からは、食べかす、こはれた道具、カワラケ、家屋の廃材等がでてくる<注2>。

<注2>貝塚が廃棄物の捨て場として注目されたのは、世界では19世紀の初めデンマークのユトランド半島で発見されたものであり、日本では1877年<明治10年>アメリカのエドワード・モースが大森貝塚を見つけたのが最初であり、現在約2千カ所ほどが見つまっている。

貝塚と呼ばれるからには、貝の食べがらが主であるが、その中身を分析し海浜の縄文人<B.C.9000年～3000年>は、40種類の魚を食べていたことも判る<注3>。農耕社会が開けるのは弥生時代に入ってからで、遺跡には、穀物のカラヤ、動物の骨、魚の骨も多くなる。しかし、生産性も低い時代なので、ごみは家屋、住居周辺に捨てても問題はなく、水辺に住む人々は、そのまま河川や海辺に捨てていた。しかも一般の人々は生活のレベルからも排出するごみも食べかす位で、ごみをいやがるの

は上流階級のごく限られた人達で、奈良、平安と朝廷の権力の集中化に伴ない、人口が集り、生活様式の変化と文化水準の向上する京の町などで次第にごみが問題となっていくのである。

<注3>「常陸風土記」に出てくる茨城県東茨城郡の大串貝塚からは、今の我々の食べている魚と変わらず、アジ、鯖、鯛、鮪、鯉、フグ、カレイ等からカメ、クジラ、アザラシの骨等も発見されている。

<2>奈良、平安、鎌倉時代

—京都のごみ—

人が集り、生活が向上することが、ごみの問題を生む原因であるのは現在と似ている。その意味では当時の都市としての奈良や京都の町はその代表的な面を見ることができ。今文献によって調べてみると、

大宝元年<A.D.701年>の「大宝律令」によると職制として宮内省の下に主殿寮<とのもりよう>がおかれ、その仕事の一つに「庭の清掃」を主とするごみの処理が仕事に当てられていた。

天応13年<781年>からの平安京時代には、使役は勿論新宮殿の清掃に諸国から、役夫5千人が徴発されており、ごみは河川に流すことが多いので、下流にいけばいくほど芥で汚れていた。

延暦16年<797年>新たに清掃丁なる職が設けられ、清掃したかどうか町中を兵士に監督させた。主としてごみは、し尿とともに、溝渠への投げ捨てであり、その清掃と、道路清掃、死体片付であった。

弘仁10年<819年>には布告により、道路に面した家はその前面の道路の清掃の義務を負わされている。

天喜2年<1054年>、当時汚れて悪名高かった通称屎小路<クソノコウジ>を錦小路と天皇自ら命じて改名させた。

奈良時代平城京の発掘により大膳の寮のごみ捨て場から出た木簡により当時の貴族の宴会の食生活が判っている。主食は杯1つ、調味料2皿<塩他>、副食物4皿で二の膳に5品の料理がつく、濁り酒もあり、前項で挙げた魚類の他に、アワビ、ウニ、クラゲ、ノリ類の海産物から、クルミ等の果実類、チーズやヘッドに類したものまで並んでいる。しかしながら庶民は、ヒエやアワであり食生活の改善や質量の向上には、し尿の肥料を多用し

ての生産性の向上と、経済交流の広がる室町や江戸の初期を待たねばならない。

鎌倉時代には貴族らの、朝廷の権力も失せ、神社仏閣が自己の勢力範囲を清掃させている。

嘉禎2年<1236年>の頃より、京の民家は12月の吉日を選び煤払を行うようになり、文明12年<1480年>には朝廷でも行なった記録がある。これは後に、江戸時代には12月13日に芥改役が巡視するようになり、近世には12月15日以降の大掃除、煤払の風習を続けている。

<3>江戸時代

——江戸のごみ——

徳川幕府の成立とともに町は江戸に移り発展していく。慶安元年<1648年>の御触書に云わく「……下水井表をきれいにし、ごみを捨てるな……」の頃より江戸でも、じんかいの処理は社会問題と化していく。

明暦元年<1655年>11月「じんかいの処分並びに河川航路を阻害せざるよう……」の御触書を発し<注4>、さらに12月には永代浦その他に前記趣旨の高札を立て、永代浦の高札には江戸中のじんかい捨て場たることを記した<注5>。

<注4>町中の者川筋へ掃溜のごみ捨て申すまじく下船にてつかわし永代橋<嶋>へ捨て申すべく候。但し夜はご法度にて候屋間計りて捨て申すべき事云々。

<注5>「江戸中より、ちり、あくた、船に積来、ここに、これを捨つべく、もし、よそに捨て置いては見つけ次第、すみやかにとがめられるべきものなり…」永代浦<嶋>は今の東京都葛飾区。

さらに寛文2年5月<1662年>になると幕府は町中のじんかい処理を一括請負制とし、幕府命ずるところの、請負人をして、町中のじんかい処理の為、芥捨船を町々に廻漕すべき故、異議ある者は町中談合の上、書面をもって申すべし、さらにじんかい処分費は町々の負担たるべきことを命じた。こうして町々は公儀請負のじんかい捨船にその処理を依頼して費用は命に従い支払った。このため不法投棄は禁止され、諸所の堀、下水、明会所へ、じんかいは勿論、死体、牛馬猫の死体をも捨てることを禁じ、罰則を設けた。

しかしながら翌3年<1663年5月>には幕府下命のじんかい捨船は、定めたる日に河岸へ配船するため、その間

のじんかい処理、置場に困窮する旨の苦情があい次ぎ、今後はごみが溜り次第、その町の年寄をして適當の突抜に搬出せしめ、物揚場に支障なく、かつ取散らさざる様積置、遅滞なく処理せしむる旨、年寄より町に達した。寛文5年<1665年>5月には、町中に塵溜場を設置し、それ以外に捨てることを禁じた。

同6年<1666年>2月、町中のじんかいを従来どおり公儀請負人をして処理せしめんとする町々と、自己処理したい町々を数えたところ請負とする町210町、自己処理を希望する町94町あり、これをそのまま許すと、捨て場やその他の事で紛争を生じる恐れがあると双方より5人の代表が出て、どちらかにするよう話し合ったがまとまらず、クジ引にて処理方法を決めた。結局従来通り。しかしごみは増える一方であり、寛文12年<1672年>ごみを永代嶋の定置所外へ捨てる者が現れ、千葉行の船の支障になるので、これに背くものはすみやかにトガめらるべしとの触れを出した。

元禄9年<1696年>3月、永代嶋より上総浦への海路を浚曲する旨を亀井町、小伝馬町の市人2人に命じた<注6>。これまでのじんかい取捨費用<1町1月銀1匁>を以ってあて、じんかいにて新地開墾をしようというものである町々の達に曰く、2人が町を見廻り、じんかいを集める時は、心して取らせること、船も貸すこと、町々にて船を持ち、じんかいを捨てる者は、これまでのとおりとし、互に計り合はせ、その意にまかすべし、捨てる場所の詳細は2人の指揮にまかすべしと。

この頃から、海外より新しい野菜類も渡来し、厨芥の量もさることながら、質が大きく変化したものと思われる。前述の京都の町でも、人口は40万人に達し、鴨川にも多くのじんかいが投棄され、京町奉行は「川面江塵芥捨てるべからず」の高札10カ所を建てているが、これだけではどうにもならず。

元禄8年<1695年>洛中に塵捨場を7カ所処分地として設置した。150㎡位の空地に周囲を土塁で固めたものである。

<注6>亀井町新五兵衛、小伝馬町甚兵衛

——東海道宿場<保土ヶ谷附近>のごみ——

幕府の成立は社会の繁栄を誘い、人々の生活は一段と向上したが、幕府確立の因の一つともなった、参勤交代制は多くの交通網の発達を促した、その一つを横浜に見て

みる。

街道の整備が進むと、その維持管理や清掃が必要となってきた。

江戸中期<17世紀末より>、後に横浜地域となる保土ヶ谷、戸塚、神奈川の宿場等の整備と、附近村々の統治はいきとどいたものであった。この付近は幕府直轄領であり、保土ヶ谷の宿は特に東海道、八王子道、金沢道の分岐点として栄えた。その道路は<4間~4.5間約7.2~8.1m>宿内家並続堺までは宿村の自普請であり、その外は道の掃除役を負担している村々が修繕していた。伝馬、助郷役の他に掃除、道普請の義務が村々の百姓に負はされていた。是を掃除丁場という。

市内の掃除負担村は39村に分割され、割当られた自分等の掃除受持区域は、3.5~4里の遠方の村々にまで及んでいる。これらの夫役により、東海道は清潔な状態が維持されていた。この掃除夫役は東海道完成以前の元禄以前から負わされており、一里塚や並木の手入れも行なった。

元禄6年<1693年>頃の大豆戸村<現港北区>では、村民409人のところを半年間に東海道掃除人夫延170~180人を出すことになっていたし、宝永3年<1706年>の磯子村では掃除人夫延250人であった。

—外国のごみ—

外国でも、当時のじんかい処理は、空地に捨てるか、溝河川に流すかであった。

最も近代的都市化の早かった英国のロンドン为例にとっても、ごみやし尿の処理は同じで、テムズ川の支流のフリード川の汚染が市民の関心の的となり、1383年<足利時代>頃には次の様に記されている。「川沿いに家を持つ人々の投げ入れる様々の汚物や、糞のため川がつまり全市<旧ロンドン市>に非常な迷惑と損害を与えた。」とあり排水のための水路が廃棄物の処分地と化していた。当時のごみは肉屋や魚屋や八百屋のクズが一番で夜間捨てられたりして、禁じても無駄であった。鳥や犬が多少の掃除しなければ大変なことであったし不潔であった。

当時の清掃は、カキ集めて廃棄物運搬車に積むことで、車には高い囲いの屋根がついて郊外の所定のごみ捨て場で車を傾けて捨てる時に上げ下げした。しかしこんな処理では、抜本的解決には遠く、伝染病は広がり19世紀後

半の近代化をまつのみであった。

またドイツ、フランクフルト市にみると、1500年代には路上からの汚物の除去に関する法令があり、罰則もあったが、市民が守らなかつたらしい。排水溝の掃除も義務づけられ日当が計上されている。1855年街路条例ができたが、街路掃除など徹底せず、農夫や、御者と計画的撤出契約を結んだ。1872年には協定守られず、掃除人を公募した。

3 ————— 開港以後

<1>開港直前

開港の頃<注7>、横浜の町に住む人々のごみ処理は、外国人居留地と邦人居住地に分かれ、その処理も異なっていた<注8>。

邦人は自家処理する傍ら、生活廃棄物を、町別の「掃除方」が、当時住宅地近辺にある沼沢や、裏空地等に無神経に集積、廃棄をしていた。衛生思想も乏しく、盛夏には蠅等の発生に任かせる状態であった。年々人口も増え、次第に外国人居留地への影響を及ぼす恐れが出てきた。各国領事は、こぞって、これにつき幕府に再三注意を促し、当時の奉行所も改めて、これら廃棄物処理につき指導、取締るところとなった。

<注7>1854年3月3日<安政元年>

横浜村海岸応接場にて、米国代表ペリーと、日本代表林大学頭との間に日米和親条約<神奈川条約>締結される。

1856年7月21日<安政3年>

米国総領事ハリス下田に来る。

1858年6月19日<安政5年>

日米修好通商条約締結さる。

1859年6月2日<安政6年>

横浜村開港<当初予定地神奈川を佐久間象山らが横浜にするよう主張し、幕府が認めた>

<注8>開港と同時に応接所跡に運上所を置き、これを境界とし、以南を外国人居留地、以北を邦人居住地とし、以北を5区域に分け横浜町と名づけ、それぞれ名主を置き、町全体の取締には総年寄をおいて、これを行なはせ、その統轄は戸部にあった神奈川奉行所が

行なった〈御開港横浜之図参照〉。

この9年後の明治元年〈1868年〉神奈川県が置かれ、横浜は十里四方で、明治4年には六浦県〈金沢区〉、高座郡、多摩郡の一部を、明治8年には足柄県を合併した。横浜町は明治元年、推定人口約2万人19ヶ町で、明治4年に町を5戸籍区に分けた。明治6年には区長制、明治13年には久良岐郡より独立し横浜区となり、明治22年〈1889年〉横浜市制ひかれる。人口116,193人〈25,849戸〉。137ヶ町。

〈2〉開港当時

——現代的清掃法の嚆矢——

文久2年〈1862年、開港後3年目、明治の6年前〉夏に出された掃除規則は、かなりきびしい、罰則を伴った今日のごみ処理の概念にも通じた、現代的感覚の規則であり、ある意味では本邦最初の清掃規則でもあった。

この内容は文久2年7月13日付で横浜町惣年寄、神奈川町名主名を以って各町へ廻状された。伝染病がはやり不快なので家内外とも入念に掃除するよう。各国領事より申出があったので、この旨早く、洩れなく知らせようと始り…

第1条：家庭のごみは保管し、掃除方が取捨ているが、今後は道路掃除も行う事

第2条：掃溜等のごみは臭気が強く掃除方にて取捨てる事

第3条：全市域、朝、昼、夜、3度掃除する事

第4条：店内のごみは外へ掃出さず、店隅へ集めておく事。特に果物取扱者は注意する事

第5条：規定の掃除時間は厳守する事。道路巾は関係なく、道半分半分の分担とする事

第6条：川縁迄自己の領分と考え掃除する事

第7条：空き家は隣家でする事

第8条：商品等の跡仕末は速やかに行う事

第9条：死ねずみ、果皮も捨てない事

第10条：罰金1朱取立てる

以上で、これには現在の、家庭ごみ、収集職員、道路清掃、商店大口ごみ、産業廃棄物、事業系ごみ、河川清掃、過剰包装、犬猫死体取扱、普及PR、空地清掃等々の考えが同がわれる。

なお、一説には、明治15年京都下京区で施行された「じ

んかい掃除規則」は公的な近代的最初の、じんかい関係規則ともいわれているが、この横浜の規則が、それに先行するのではないだろうか。因に東京では明治20年の警視庁「じんかい取締規則」である。

——町々のごみ——

かくて横浜の町は各町個々であったが、料金を払いながら、ごみ処理を行っていた。4年後の、慶応2年12月〈1866年の大火の後〉にいたり、神奈川奉行所塵方役人三村三左衛門は、太田町三丁目に住む料理屋佐野茂佐衛門に町中のじんかい掃除を請負わせ、さらにこれを理七が請負った。理七等は各戸に、じんかい箱を設置させ、人足が肩荷にして運搬、処分した。また、下水、河川の清掃もさせ、この料金は共益費として町内会費より徴した。

翌慶応3年〈1867年〉秋には、各町にじんかい掃除掛を設け清掃に留意した。

明治2年9月〈1869年〉清掃区域も広がったので、理七の他に薩摩屋大助、丹治の2名を追加して請負わせる一方、町役人の中から7名の掃除掛を毎月交代制で選び監督させたといわれるから、当時としては家中、町内の清掃は、現在考えられない位きびしかったものと思われる。彼等はまた、道路や橋の清掃を行ない、運搬に箱車〈荷車〉を用いて能率を上げ、大いに面目をほどこした。

——外国人居留地のごみ——

一方、外国人は安政6年〈1859年〉の開港以来急速に増え出し、当初は幕府に対し治安、警備体制の強化を要求していたが、次いで居留地の整備と、生活改善に意を注ぎ出し、保健衛生の点から、下水道整備、じんかい汚物の処理、屠殺場の関外移転等を検討した。下水道を木製より石造りにし被履するよう要求も出て、元治元年〈1864年〉には外国人団体会議で、日本側は掃除団を組織し毎日、街路、下水道、海岸通りから、じんかいを除去し居留地外へ運ばせることを約束させ、彼等はその運搬ポート隊を編成し活動した。神奈川駐在、駐英大使ウインチェスター〈1863.4.1.就任〉は特に衛生状態の改善にじん力した。特に牛豚肉の屠殺は「横浜居留地覚書」第4条に記されている。

その後、外国人居留地〈主に山手、山下町〉においては、慶応年間〈1865年頃〉英国人デビスが、山下町16番

地に私設消防隊を組織し、石橋六之助なる者を雇い、明治39年4月11日没、通称ごみ六補助させる側ら、居留地の清掃、じんかい処理も請負はせた。

慶応3年<1867年11月>「横浜市外国人居留地取締規則」が承認され、英国人ドーマンが任命され、第2条に「居留地内の下水の修繕、清掃、その仕上げの見分をする」という一項がある。彼は従来は幕府の費用により掃除夫を雇い、居留地を清掃させたが、今後は、外国人敷地内は各個人負担とする事、私的清掃を望む向には相当の賃銭で引受ける用意のあることを伝えた。そして居留地内清掃の入札が行なわれた<注9>。

<注9>この結果、横浜本町四丁目七右衛門が、①居留地内道路清掃1ヶ月135両、②外国人居館内塵芥など清掃方1ヶ月30両で落札し半年間試みさせた。この時証人石川源右衛門とともに差出した誓約書の要旨は次のとおりである。

<1>道路掃除は毎日行ない、毎朝六ツ半<午前7時>より人足を差出し、昼までに一とおりを了える。

<2>雨天も平常どおりで大雨等の時は5人交代で下水の水吐けも注意する。

<3>修復箇所をみつけたら速に届ける。

<4>館内掃除については、人足は無宿者を採用せず証人を要し、生国、年齢を明らかにする。

この後、潜水業をなすオランダ人某も、増田万吉をもって補助させ<明治35年4月2日 歿76才、慶応2年10月「武州横浜湊焼場方角図」を刊行する。>居留地内のし尿処理を請負はさせたが<し尿処理については別に記す>、前述石橋とは何かと争いを生じていた。明治16年<1883年>に至り、両者和睦し会社を組織し、じんかいは池沼の埋立に、し尿は農家に売却した。この後、居留地は、条約改正する明治32年<1899年7月17日>までつづくこととなる。

<3>明治末期、大正初期

また、邦人の居住地は、明治22年4月1日<1889年>の市制施行後はますます発展した。明治23年<1890年>第2代市長、佐藤喜佐衛門は衛生組合を各町に設立、健康の増進を計り、衛生思想の普及に努めた。ごみ処理方法もさして変らなかつたが、年々の人口の増加に伴ない。日本大通り方面の各町内は申合により、各戸より掘金

し、じんかい運搬人を雇い、搬出させていたが、明治27年<1894年>戸村久吉が全町内を一手に引き受け処理し埋立に使用した。

明治33年<1900年>に到り、初めて汚物清掃法が公布され、市に処理責任が移ったが、市はひきつづき戸村に委託した。本市で最初の清掃費は、明治34年の本市決算によると、掃除費は11,290円余で内訳は、委託費10,290円汚物揚卸及び捨場費<つまり中継、処分地賃借料>184円、その他820円余であり、翌明治35年には19,481円と72%アップしている。

明治36年<1903年>1月9日、時の市原市長は市民に市の計画を公表し、衛生設備の改善も重要施策として取り入れた。明治39年、本市衛生課は日ノ出町二丁目の横浜女学校跡に移転し、明治42年には、横浜屑物問屋懇談会により屑物相場の公定値段を発表しているが、この間、大正7年<1918年>6月、市衛生課の直営となるまでは、さして変らない、ごみ処理業務であった。

明治の末期頃のじんかい処理は、請負人が一定の場所に捨てるだけで、消毒もせず、公衆衛生上まことに憂慮すべき状態にあった。このごみも千葉に肥料として運んでいたが、次第にその量が減り、焼却その他の処分の必要が迫られた。

市では汚物掃除調査臨時委員をおいて調査し、明治44年<1911年>12月に、全市のごみを焼却すべきで、その場所は中村町字池下もしくは滝頭町築港防波堤右側に設置が適当との結論に達し、おりから某掃除請負人が肥料化するのに塵芥焼却場の自営を申出、衛生常設委員も、茨城県土浦の同法による焼却場を視察しこれに賛成し、早速焼却かまどの試験築造をはじめた。大正3年<1914年>半ば滝頭町民はこの噂をきくと、同町の前途は暗黒になると反対運動をはじめた。市会議員の協力が得られないままに工事が始まったので町民は激昂し、6月17日には大挙して市役所におしかけ反対陳情を行った。磯子、根岸町民もこれに呼応する動きを見せた。7月には中村町の位置は不相当との議員意見書が出され、ついで滝頭に焼却場を設置するのは、同地一円の風致を害するのみか、市民の衛生地、外人の遊覧地である横浜の宝庫を破壊するものだと、じんかい処分方法を検討する臨時委員をおくとの意見書を提出した。8月6日市会はこれを受け、議員の中から10名を選んだので反対運動はひと

まずおさまった。調査委員会では焼却の副産物として発電を併せて行うこと、工場を滝頭と本牧溜池、尾張屋町に3ヶ所設ける案を検討したのみに了り、その後、杉田海岸に完全な防備を施した〈公害防除完備?〉焼却場を作る案も出たが、杉田ではいち早く反対陳情し、塵芥焼却問題は進まなかった。しかるに経済は第一次大戦の景気で活況し排出量も増え、労働力もなくなり、塵芥搬出、処分を業者に競争入札で行なわせるのは困難となってきた。大正5年夏の大掃除にはその処理が遅れ、数日にわたって山積みされ、市民の不満が湧き起ったが、費用の点で市は直営化に難色を示した。そこで考え出されたのは、市内の衛生組合を利用する方法であった。横浜には、神戸と同じく、のちに町内会となる地域住民組織として衛生組合がつくられていた。市制施行の翌年明治23年市は伝染病予防心得を訓令し、実施させるため、各町に衛生組合を作らせ、若干の委員を置いて衛生事務を処理させようとしていた。明治30年〈1897年〉には伝染病予防法が施行され、組合の設立を強制し、費用を補助することともなった。こうして行政補助機関としての色彩を強めていった。この中で大正6年〈1917年〉11月市は179衛生組合長をまねき、塵芥処理協議会を開き、衛生組合に各戸からの搬出、汚物取扱場までの運搬整理を依頼し、費用一戸当35銭年額26,000円余を各組合に按分する案を示したが、30組合の賛成しか得られなかった。この中で直営止むなしの声も出て、市税増収があったので予算103,915円をもって直営化し、収集員を市でやとい、運搬車、運搬船も新造することとなったが、最大の懸案、焼却工場建設地は未決定のままであった。

〈4〉市直営以後

大正7年6月、市直営として、市の収集員を置き〈多くは委託の時の人をひき続き雇用〉ごみ処理をしたが、処理方法としては旧態以前たる手車による運搬の埋立処分であった。各戸には木製のごみ箱が置かれ、おおむね市街地は3日毎の収集であった。事務所は、主として最終処分を海岸埋立〈注10〉していた関係で河岸に設けられていた〈注11〉。事務所には監督員がいて、事務所当り6、7人の収集員が居り、服装は市衛生課のネーム入りのハンテン、手甲、腹カケ、ムギワラ帽子で、1日約10時間労働、午前2回、午後1回取りで、雨天は休日であ

った。人力であるため収集区域が遠くなるほど日給が高く〈注12〉、ごみ箱より収集したごみは手車にて河岸へ運んだ。手車には100貫から150貫〈0.3~0.5トン〉を積んだ。盛り上った橋を渡るのに苦勞し、道が舗装されていくのが嬉しかったという。河岸の仮置場には、ハシ番〈選別者〉がおり、肥料になりそうな物は俵につめ千葉県へ船で運びその他は荒ごみとして運搬船にのせ海面埋立に使った。

〈注10〉海岸埋立は大震災の瓦礫などで山下公園を埋立てているが、磯子の埋立地は海中に杭を打ち囲って設定された。

〈注11〉当時の事務所は、柳橋、末吉町、三吉町、日枝町、万代町、千若町等である。

〈注12〉大正9年頃で日給1円10銭~27銭、月給にして37円50銭ほどであったが、この他料理屋、商店等のごみは別で〈現在大口ごみ〉、アルバイトとして月、40円~200円位になり、なかには、さらに下請を雇った人もあった。

〈5〉大正末期から昭和初期

この時期は、本市のごみ処理が著しく発展した時期である。まず特筆すべきに、じんかい焼却工場の建設があり〈これについては別項にて記す。〉昭和2年4月着工、昭和4年一部完成、昭和6年に完工している。これにより埋立処分という不衛生さを避け、更に現在と同じ余熱の供給も計画されたことは、驚嘆すべきことである。更に収集方法として手車より牛車に変え労力を軽減し、また昭和2年には2台の自動車を採用し、近代化の一步をふみ出している。

各戸は収集後消毒剤を散布し、衛生思想も普及してきた収集職員も昭和5年秋より、夏冬2回のナッパ服、前掛角帽子の貸与と改善され、従業員組合も結成され、自動車の採用には、今の合理化といって反対した。収集に当っては更に分別を行い、可燃物は浴場業者に、金属は廃品業者に、生ごみの一部は肥料とし、どうしようもない物のみ埋立てていた。当時埋立られた場所は今の石川町一~三丁目、山下公園、南吉田、岡野町、西戸部町、扇田町、高島町、及び滝頭の海面埋立である。焼却工場の本格稼働は昭和6年以降である。

昭和2年4月、合併により市域拡大されたが、農耕地は

清掃除外地とした。当時の作業量は、手車延5,803台、職員延100,371人であり、推定年間ごみ量約10万トンである〈注13〉。

また、職員の諸施設の改善も行ない、昭和4年度中に取扱所、手車も大改繕を行なった〈注14〉。

〈注13〉1台当100~150貫〈約0.375t 0.562t/台〉積んだので、74,000~123,000t/年で平均して約10万トンと考えられる。この他

大正12年	35,770台	15,030人	約14,000t/年
13年	174,161	80,420	70,000
14年	201,305	90,178	80,000
昭和元年	222,398	93,790	90,000
2年	245,803	100,371	100,000

〈注14〉当時、改良されたじんかい取扱所は7ヶ所〈蓬萊三丁目、港町六丁目、三吉町三丁目、中村町、初音町、平沼町、及び室町〉で、甲乙の二つの規模に分けて建設した。

甲規模：敷地46.5坪、建坪37.5坪、取扱室30坪、事務室3坪、休憩室3坪、便所浴室1.5坪。

乙規模：敷地25.5坪、建坪18坪、その他規模同じであった。

牛車は根岸、蒔田、浅間町、神奈川の4ヶ所で、牛舎30坪、番人詰所10坪、物置9坪、御者詰所3坪であった。

〈6〉終戦時まで

昭和6年、滝頭の焼却工場が本格的に稼動したため、本市のごみ処理は順調であったが、余熱利用として交通局の電車の電力を完全にまかなう当初の計画は、ごみ質の変化がありすぎる等で実現しなかったのは残念であるが、昭和7年3月には鶴見のじんかい工場、昭和17年3月には星川の工場も完成し、衛生的なごみ処理体制が完備していく。昭和10年ごみを取扱っている本市衛生課の職員は、主事1名、監督6名、監視員27名の計34名であった〈本市最古の職員録より〉。

当時使用した牛車は牛が次第に少くなり、同時に自動車も普及してきて、これに替っていく。最初は中央市場よりフォードの2トン積トラックを改良し、荷台のまわりに木柵をし、その上にホロをかけ、鶴見、神奈川のごみを滝頭へ運んだ。荷台の4隅にカギの手のかかる穴の

ついた大風呂敷を敷きごみを入れ、焼却工場ではクレーンで四隅にひっかけ吊り上げ一方を離して、ごみを集積所やベルトコンベヤーにのせて処分した。このため積載ごみ量が多いとクレーンで持上らず、収集車は叱られたという。これらに使われた車、工場とも修理は自営であり工作所として、その後も続いている。星川工場の工作所は、本来は、資源再利用としての焼却灰により練炭等を作る工場として作られたものであるが、量産の段階で失敗した。

戦争が激しくなると、物資は不足し、食糧も少なくなりしたがってごみも少なく、廃品は回収され、廃棄物としてなくなった上、収集職員も、徴兵され、昭和18年以後家庭への収集は廃止された。残留職員は、工場等で従事したり、空襲の跡片末をして終戦を向えることとなる。

——当時最新の滝頭焼却工場——

前述のとおり、本市として焼却工場の建設は明治44年からあり、大正3年には試験炉の建設まで行なおうとしたが、地元の反対にあったまま、その後も幾多の候補地を検討しながらも放置され、ごみの焼却処理は最大の問題となっていた。この後昭和2年の着工まで実に17年間も費すこととなる。

じんかいの焼却処分は、本市としても多年にわたる懸案であり、非衛生的、非能率的でもある埋立処分を改めるため、大正10年5月〈1921年〉、焼却工場の建設を前提とし、焼却炉試験を行うこととなり、市会の議決を経て、英国人技師F.G.ブリットン氏と本市ガス局技師芦越応義氏を囑託し試験炉を建設した。改造すること数回、大正11年6月改良を完了し、本設計に入った。田中、竹村両工学博士の意見を得た時、震災にあい、設計図等を焼失したため遅れ、大正13年〈1924年〉12月23日の市議会に建設議案を提出した。

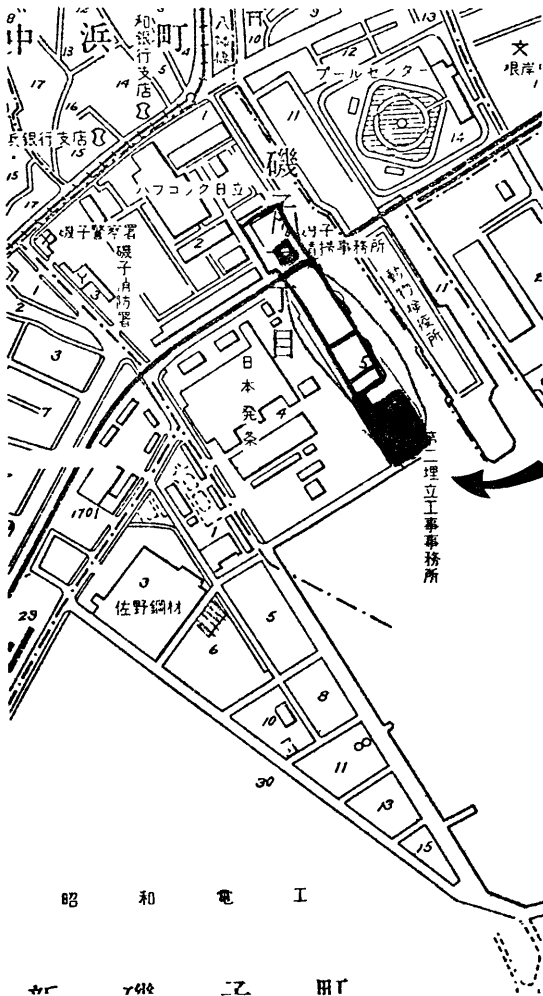
しかるに建設地につき、関係者より反対の声が一部聞かれたので、市は市会にその建設地の選定を委託し、大正14年3月7日市会に諮問した。市会は調査委員会を設けたが、解決するに至らず、同12月7日市会より「その建設位置は適当に選定せられたき旨」答申があり、市はその場所を選定したが、新山下町、守屋町等の候補地も決定するに至らず、曲折の後、結局、磯子区滝頭地先内務省埋立地の突堤を選定するに至った。焼却施設のみではなく、余熱利用も検討され、先に試験した結果に基づき、

焼却炉12台の他発電施設等の附属物を含む建坪639坪の鉄筋コンクリート造と3棟の木造建物により焼却工場を建設することとなり、昭和2年建設議案が通り、昭和24年4月日起工式、焼却炉本体・発電施設部分は、昭和4年7月竣工し、8月12日より試運転を開始し、昭和6年1月30日附属施設等全て完成し、本格稼動に入っている。この焼却工場は、その計画、建設とも極めて秀れた内容のものであり、先人の苦心がしのばれるが、同時に、その後戦争があったとはいえ、ごみ処理に遅れをとり、ごみ戦争を招来したのはまことに残念である。

《建設概要》

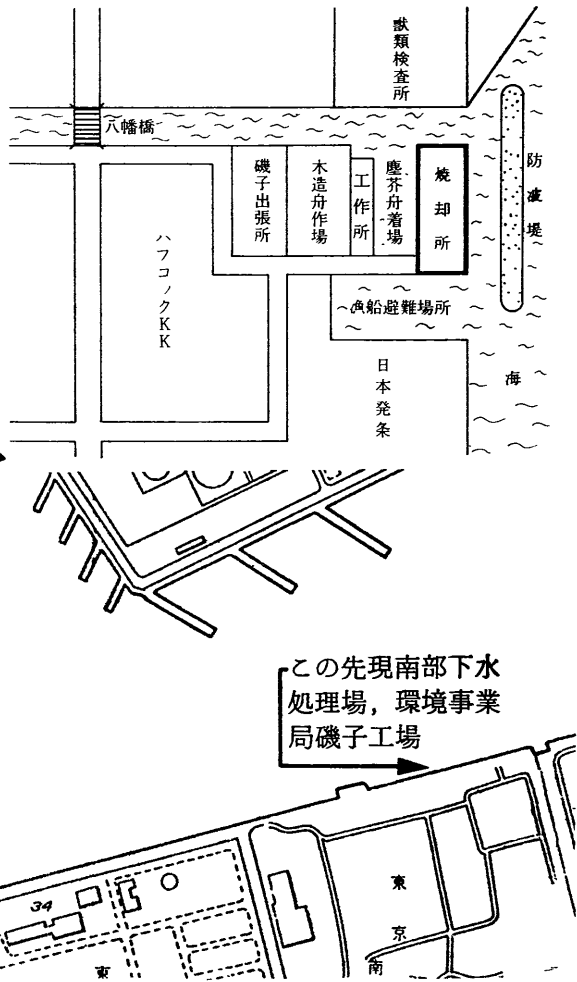
- 1>場所・横浜市磯子区滝頭町内務省埋立地先<図3>
 <現在の磯子区磯子一丁目5番内>
- 2>面積・1,837.5坪<6,064㎡>
 東西54m, 南北184m<最大部分>

図2 現在地



- 3>能力・30t/20h×12基
 - 4>焼却炉・20時間炉<但し余熱は24時間>
 バブコック社製
 - 5>事業費・約688,000円<現時価8億余円>
 - 6>建物面積・本棟 2,233.14㎡<工場>
 附属棟 468㎡<事務所>
 - 7>煙突高・約47.5m
 - 8>施設概要・集じん器<ダストコレクター機械式遠心力ダビットソン社製>
 ピット100t入, 仮置場120t入
 搬入コンベヤー, クレーン, オイルバーナー
 - 9>余熱施設・発電装置付12,500kw/時<市電約50台分>
 - 10>収集区域・市全域
- なお、焼却炉<焼却工場>は、1874年<明治7年>英国

図3 当時の位置図



滝頭焼却工場<昭和8年>



ノッチング市の平炉が世界最初とされ、1885年<明治18年>米国ニューヨーク市、1896年<明治29年>ドイツハンブルグ市、1898年<明治31年>フランスに、1903年<明治36年>スイスにそれぞれ建設されている。

我が国では、明治30年<1897年>敦賀市に1.8m煙突高11.5トン日量のものが最初とされ、明治33年<1900年>に東京、福井に、明治36年<1903年>大阪に、その後京都にそれぞれ建設された。

いわゆる近代的焼却工場としては、大正14年<1925年>京都の十条焼却工場といはれてるが、本市の滝頭工場はその規模も大きく、集塵器もつけ、当時東洋一を誇った工場であった<写真>。

<7>戦後から現在まで

終戦後のごみ処理の区切りは、昭和26年衛生局より分れ清掃局となったこと、昭和29年清掃法が施行されたこと、昭和46年「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行とこれに伴い48年2月環境事業局と改称したこと等であるが、近年のものは、既に事業概要が整備され、いつでも調べられるのでここでは略述する。

戦後復興と共に市民も増え、生活にもゆとりが出るにつれ、廃棄物も出始め、昭和21年11月各区毎に衛生局清掃課出張所<じんかい取扱所>を設置し、収集を再開した。昭和24年には戸塚区内、金沢区内も市直営で行うようになった。

昭和26年8月市じんかい条例を制定し手数料を徴し、掃除監視員制度も制定した。同年10月に清掃局として衛生局より独立した。

昭和28年星川工場が一部復旧稼動した。

昭和29年7月清掃法が半世紀ぶりに改定施行され、10月

には市清掃条例が施行された。この時期で手車による収集は終りをつけ、全て車両による運搬となる。

昭和30年代には、著しい経済成長に伴い人口が都市に集中し始め、特に本市はベッドタウン化し、ごみの激増はようやく社会問題として、表面化することとなる。近代的収集、処理システムとしての焼却工場の建設は進んだが、ごみの量の増大と質の変化には追いつかず、ついにゴミ戦争といはれるようになった。

昭和46年この都市問題は、全国諸都市に及び、9月「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」として公布され、本市も12月に市条例として施行され、良好なる市民環境の保持に向って第一歩を進めるのである。これらごみ問題の解決は、単にごみを処理するのみでなく、公害、リサイクルリング、技術開発等々にも関連し、もはや自治体で解決すべき時限をはるかに越える問題として、我々市民の前に立ちはだかっている。

時に、横浜市民 256万人

家庭ごみ量 1日約3,000トン

焼却工場 4ヶ所<1580トン>

収集車両 約600台

収集職員 約2,000人

<企画調整局副主幹>

項目	大正	昭和 1-2, 8	昭和 11~16	昭和 17	昭和 18~21.10	昭和 22	昭和 23	昭和 24	昭和 25	昭和 26	昭和 27	昭和 28	昭和 29	昭和 30
本市取扱量		<単位いずれもトン・年>												
” 収集処理量		本市直営ごみ収集量推計	77,045	61,664	この間、戦時中・戦後は収集を行わず自己処理	20,067	34,686	40,955	53,062	64,177	74,401	74,395	82,596	86,628
” 焼却処理量		大正12年 14,000トン/年		52,487		0	0	0	0	0	11,087	19,474	21,154	25,014
” 埋立処分量		” 13 70,000 ”		9,125		20,067	34,686	40,955	53,062	64,177	63,122	54,026	59,393	59,140
” 堆肥処分量		” 14 80,000 ”		52		0	0	0	0	0	192	895	2,049	2,204
事務所数		昭和初年 90,000 ”		7		9	9	9	9	9	10	10	11	12
焼却工場数		” 2 100,000 ”		3		0	0	0	0	0	2	2	2	2
処分地数<ヶ所>		” …… ”				4	4	4	4	4	4	4	5	5
車両数 <台>		昭和 8年 91,000		車 18 手車 350		4 234	7 236	10 245	17 258	50 417	50 400	60 389	66 370	88 229
年月		この量以外の自己処理量は不明				4	4	4	4	4	4	4	4	4
主な事柄		昭 7 3 した 昭 6 1 が本格稼動に入った 昭 2 4 本市初の鶴見じんかい工場 大正 7 外地とした ごみ収集本市直営となる		3 星川じんかい処理場竣工	21 11 各区に衛生局環境衛生課出張所へじんかい取扱所を設けられた	4 河川清掃委託始まる	4 戸塚・金沢区を収集地域とした	4 鶴見じんかい工場再開	8 9 10 溝道清掃区となり衛生局より分離 じんかい処理事例により料金を徴収した所管となった	2 星川処理場復旧	3 清掃法施行	7 犬猫死体処理業者委託	1	
本市人口 <人>		T 7. 445,079人 T 12. 446,600 T 13. 389,700	704,290	1,015,900 S 20. 824,994 S 21. 706,557	S 18. 1,028,661 S 20. 814,379 S 21. 706,557	859,324	911,035	951,189	1,001,860	1,039,265	1,079,271	1,147,141	1,143,687	

